

地域療育センターにおける支援の充実について

地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申込から初診までの期間が長期化しているほか、保育所等を利用する障害児の増加により、地域療育センターが行う保育所等への巡回訪問のニーズが一層高まっています。

また、発達障害児・者への具体的な施策について、「横浜市障害者施策推進協議会」から答申を受けています。

これらの状況から地域療育センターの利用の流れやサービス内容の検討を進めており、方向性をまとめましたのでご報告します。

1 地域療育センターの概要

0歳から小学校期までの、心身に障害のあるまたはその可能性のある児童、及びそのご家族を対象に、療育に関する相談、診療・評価、集団療育を行っています。横浜市内には方面別に8センターあり、同様の機能を担う横浜市総合リハビリテーションセンターとあわせて計9か所で18区を担当しています。

2 横浜市障害者施策推進協議会からの答申について

令和2年6月に横浜市障害者施策推進協議会から「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」の答申を受けました。

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」答申（地域療育センターに係る項目について抜粋）

「地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し」

- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- 総合評価機能に基づく、専門性の高い障害児相談支援の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実と、それに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

3 地域療育センターの現状

(1) 利用希望について

乳幼児人口は減少していますが、地域療育センターの利用を希望する児童は増加傾向で、令和3年度の初診件数は、平成24年度の約1.3倍になっています。

	H24	H27	H30	R3
乳幼児人口(0～5歳)	188,562人	186,940人	176,329人	163,298人
初診件数	2,781件	3,239件	3,747件	3,732件

(2) 保育所等との並行利用について

保護者の就労やノーマライゼーションの理念の浸透により、保育所等を利用する障害児が増加しており、令和3年度の市内における障害児保育の児童数は、平成24年度の約3倍になっています。

	H24	H27	H30	R3
障害児保育の児童数	680人	1,202人	1,537人	2,072人
障害児を受け入れている施設数	357園	447園	551園	709園

○障害児保育の児童数

保育所等を利用する児童のうち、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか、同等程度の障害のある児童の数。

○障害児を受け入れている施設数

市立保育所、民間保育所等(認可保育所、認定こども園(幼稚園型及び幼保連携型)、幼稚園(給付対象)及び小規模保育事業を含む。)

4 地域療育センターの課題及び対応の方向性について

(1) 利用申込後の待機期間について

利用を希望する児童の増加に伴い、利用申込から初診までの待機期間が長期化しています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
待機期間	3.9月	3.5月	3.4月	3.4月	3.2月	3.5月	3.9月	4.0月	3.4月	4.8月

また、発達障害児等の増加に伴い、保護者からの相談内容が多様化していますが、利用の流れとして一律に診察後のサービス開始となっています。そのため、育児や集団生活に関する相談を希望する発達障害児の保護者(※)においても診察を待つ「待機期間」が発生しています。

※「子どもとの接し方がわからない」、「子どもが集団生活になじめない」といった相談には、心理職やソーシャルワーカーといった専門職が、児童の行動観察などから「大まかな発達の傾向を把握」しアドバイスすることで対応できる場合があります。

対応の方向性

○利用の流れを見直し、待機期間を短縮します

ソーシャルワーカーを増員して速やかに「初回面接」を行い、診察前であってもサービス利用を開始します。(医療ニーズが高い児童は、速やかに診察します。)

○保護者が抱える悩みや不安を解消できるようにします

ア 心理職等の専門職を配置し、児童の発達の傾向と支援の方向性を確認し、「ひろば事業(小集団活動)」などの初期支援を速やかに開始します。

イ 初期支援を実施するため、相談場所を増やします。

(2) 集団療育について

これまでの療育は週に3～5日行う「高頻度集団療育」が中心であるため、保育所等との併用が難しくなっています。週1日程度の「低頻度集団療育」は、知的な遅れのない発達障害児のみが対象となっており、現状では、知的障害児や肢体不自由児への対応ができていない状況があります。

東部地域療育センターにおいては利用希望児が多く、集団療育への受け入れが困難になっています。

また、地域療育センター利用者で医療的ケアが必要な児童について、重度化や多様化への対応が求められています。

対応の方向性

○集団療育の充実を図ります

ア 「低頻度集団療育」の対象を知的障害児や肢体不自由児にも拡大します。

イ 集団療育が適さない児童や、保護者の就労等により地域療育センターへの来所が困難な児童については、保育所等訪問支援等の個別支援を拡充します。

ウ 東部地域療育センターの集団療育の受入数を増やすため、集団療育を実施する場所を新設します。

エ 医療的ケアが必要な児童に対応する看護師を増員します。

(3) 保育所等への支援について

障害児の受入を行う保育所等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言等を行う、「巡回訪問」の希望が増加傾向にあります。しかし、現状では、障害児保育を実施する保育所等の増加に伴い、対応が十分に行えていない状況があります。(全ての保育所等から訪問希望があるわけではありませんが、1園当たり年間2～3回の訪問希望があり、実績は1回程度にとどまっています。)

	H24	H27	H30	R 3
巡回訪問の実績	1,374回	1,552回	1,745回	1,344回

・巡回訪問の実績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響の少ない平成30年度は1,745回、令和元年度は1,748回。

対応の方向性

○保育所等への支援を拡充します

ソーシャルワーカー等を増員し、保育所等からの巡回訪問の依頼に応えられるよう訪問回数を確保します。これにより、保育所等職員の発達障害への理解を深めるとともに、支援の質を高めることにつなげます。

5 今後の進め方について

地域療育センターにおける支援の充実を図るために、心理職等の専門職の人材確保・育成や相談場所の増設等、必要な取組について、中期計画及び毎年度の予算に基づき具体的な取組を進めていく予定です。

【参考：地域療育センターの支援の流れ】

